

5. 入居申込の注意

- (1) 1回の募集につき、1世帯で1戸の申込みに限ります。また、申込期間後に申込内容の変更はできません。
- (2) 入居申込書は、申込者本人（申込世帯主）又は同居する予定の方（申込世帯員）が、市営住宅管理センターに提出してください。
- (3) 申込書類に不備がある場合には、受付できません。また、一旦提出された申込書類等は、理由を問わず返却いたしません。
- (4) 入居申込内容について、不実記載などの不正が判明した場合、入居決定を取り消します。
- (5) 入居可能日以降、速やかに入居しない方は、入居決定を取り消します。

6. 入居申込に必要な書類

- (1) 市営住宅入居申込書（様式1）
 - ・入居申込世帯の構成（それぞれの世帯員の氏名・生年月日・勤務先または通学先）、入居を申込む理由（住宅に困窮している理由）、入居を申込む住宅・間取りを明記してください。
 - ・申込書冒頭にある誓約事項の内容をご理解のうえ、申し込んでください。
- (2) 入居しようとするすべての方の住民票（※本籍・続柄の記載された住民票）
 - ・取得の際は、必ず「本籍」「続柄」の記載されたものと請求してください。
 - ・婚約者の方や外国籍の方等も、同様の内容の住民票が必要です。
- (3) 市区町村が発行する所得等を証明する書類（入居しようとするすべての方のもの）
 - ・「所得等を証明する書類」とは、所得金額・所得の種類・扶養親族の数・各種控除額が明示された証明書類です。勤務先の事業所から交付される「給与明細書」は、証明書として用いることができませんので、十分にご注意ください。なお、本市で交付する名称は「課税証明書」です。
 - ・就学されている方のものは、必要ありません。
 - ・所得のない方は、所得が0円である証明書類を提出してください。

- ・ 申込時期による提出書類は、次のとおりです。また、証明書類を発行する市区町村により名称が異なる場合がありますので、ご注意ください。

「所得等を証明する書類」	
申込受付時期	提出する書類（いずれか）
令和6年 4月～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度市県民税課税証明書 ※令和5年1月1日時点で住所があった市区町村で発行されます。 ・ 令和5年度給与所得等に係る市県民税決定通知書
令和6年7月～ 令和7年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度市県民税課税証明書 ※令和6年1月1日時点で住所があった市区町村で発行されます。 ・ 令和6年度給与所得等に係る市県民税決定通知書

- ・ 次のいずれかに該当する方は、それぞれの提出書類が必要です。

内容	提出する書類	
	給与所得者（会社等にお勤めの方）	事業所得者（自営業の方）
令和5年1月1日以降に新たに就職または転職（自営業の場合は新たに開業）された方	様式2 給与証明書 (雇主が証明します)	様式6 収支明細書 (その他の所得者用) (事業主が記入します)
令和5年1月1日以降に退職し、現在無職の方	退職日が判る次のいずれかの書類 ① 退職証明書 ② 雇用保険被保険者離職票 ③ 雇用保険受給資格者証 ④ 源泉徴収票 (退職日の記載があるもの) ⑤ 様式3 勤続退職証明書 (退職元の雇主が証明します)	廃業届 (税務署に提出する際に、 写しを取得しておいてください)
宇都宮市外から市内の勤務先に通勤している方	様式3 勤続退職証明書 (現在の雇主が証明します)	事業所の所在地が確認できる書類

その他の書類が必要となる場合があります。

(4) 入居しようとするすべての方の納税の完納を証明する書類（就学者の方を除く）

- ・市税に滞納が無いことの証明です。（納期限が来ていないものは除きます。）
- ・完納証明は、次の場合は発行されません。

ア 申込現在において、市税に滞納がある場合

イ 市税の滞納分を分割納付している場合

(5) その他の書類

次に該当する方は、それぞれの提出書類が必要です。

また、その他の書類が必要となる場合があります。

内 容	提出する書類
結婚する予定がある (入居予定日までに入籍ができる方)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式4 婚約証明書 ：入籍後に、戸籍の全部事項証明（謄本）を提出してください。
母子・父子世帯である	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の全部事項証明（謄本） ：離婚による理由で、離婚の記載までに時間がかかる場合は、離婚届受理証明書を提出してください。
現在別居の親族がいて、入居にあわせて呼び寄せる予定がある	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の全部事項証明（謄本） ：別居の親族との関係が判る内容であること。
単身で申込む	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍の全部事項証明（謄本） ：その事実が判る内容であること。
世帯員に障がい者がいる	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する方にかかる、次のいずれかの障がい者手帳のコピー（氏名、障がいの等級、有効期限がわかるページ） ：身体障がい者手帳 ：精神障がい者保健福祉手帳 ：療育手帳
DV（配偶者暴力）被害者等で、婦人相談所または裁判所の保護を受けたことがある	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの書類 ：女性自立支援施設の一時保護証明書（※来所相談したことを証明する「相談証明書」とは異なります。） ：裁判所の保護命令決定書の写し
生活保護を受給中である	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書